

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第23号

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（平成21年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1大和市中心林間放課後児童クラブの項中

「43」を「43 人」に

改め、同表大和市緑野放課後児童クラブの項中「51」を「156」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。